

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 稲 垣 総 一 郎

通信回線による電子計算機の結合について（答申）

平成28年8月18日付け28千市区第364号による諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

1 諮問事項

千葉市コンビニ交付システムにおいて千葉市の保有する個人情報を地方公共団体情報  
システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第10条第3項の規定に照ら  
し、慎重に審議した結果、千葉市コンビニ交付システムにおいて、千葉市の保有する個人  
情報を地方公共団体情報システム機構と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上  
の必要があると認められる。

なお、提供に当たっては、地方公共団体情報システム機構に対して、再委託先の安全管  
理措置の有効性・実効性の確保など個人情報の適正な取扱いがなされるよう求めるととも  
に、市としてもこれを注視していくなど、個人情報の安全性の確保に努められたい。